

協会のご案内

滋賀県産業資源循環協会は、産業廃棄物処理業界の健全な発展をめざして昭和63年10月26日に設立され、平成元年7月5日に法人化、そして公益法人制度改革に対応し、平成25年4月1日に一般社団法人に移行しました。

協会は、産業廃棄物行政との協調と県内の事業者様との連携を基本に、業界の理念である地球規模から身近な周囲までのあらゆる環境を育み、そして本県産業の発展を支えます。産業廃棄物の適正処理と再生利用をめざして情報の発信や研修・啓発活動を推進し、業界の社会的地位の向上と事業基盤の確立に向け、会員をサポートしていくための公益目的を主体とする活動団体です。災害時に一番に出動し、県民生活の安全と安心を守ります。(災害時には滋賀県と協定平成25年8月27日「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。)

ついでに、循環型社会における処理業界の持続的発展に向け連携し活路を拓いていくため、ぜひとも協会の目的にご賛同賜り、正会員又は賛助会員として、ご入会いただき共に活動してまいりたいと存じます。

令和元年7月 一般社団法人滋賀県産業資源循環協会会長

入会申込みについて

◆入会手続きに必要な書類

入会申込書(別添用紙)

※正会員、賛助会員共原則として1名の紹介者が必要です。

※正会員は、滋賀県知事又は大津市長許可証のコピー1部が必要です。

◆入会金

正会員 20,000円

賛助会員 (個人) 10,000円

(法人) 30,000円

◆会費

正会員 月額7,000円

但し、2種類の業許可を受けている者は月額4,000円、3種類の許可を受けている者は月額8,000円を加算した額となります。

賛助会員 (個人) 月額1,000円

(法人) 月額3,000円

◆入会金、会費の納入方法

・入会金は入会時に一括納入していただきます。

・会費は半期分(前期4月～9月、後期10～3月)ごとにまとめて前納していただきます。

前期、後期を問わず月の途中で入会される場合は、当該月を含め月会費に次の納期までの月数(入会日の月を含む)を乗じた金額の会費となります。

・振込手数料は会員負担をお願いします。

◆入会手続きの方法

入会申込書に必要な事項をご記入のうえ、必要書類を添付して協会事務局宛までお申込みください。

未加入の皆さま 貴事業所の入会をお待ちします！



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

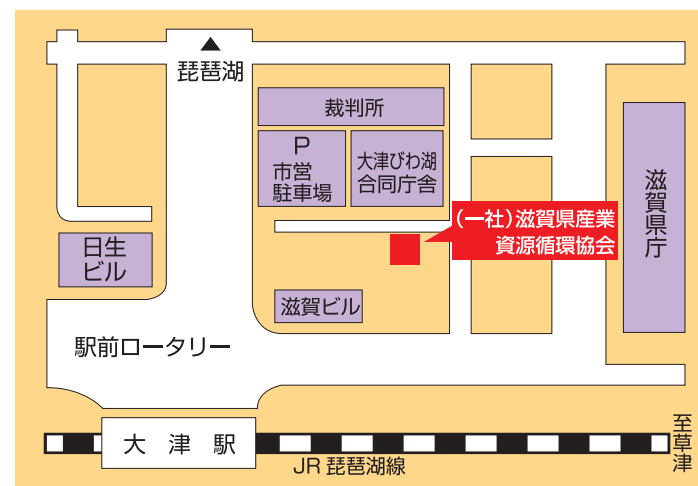
一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会

〒520-0051 大津市梅林一丁目3-30(こうぜんビル2階)

TEL077-521-2550 FAX077-521-6999

ホームページ <http://shiga-sanpai.org>

E-mail info@shiga-sanpai.org



協会のご案内

「協会会員」は、「信用」というもうひとつの看板です

循環型社会をめざして

「産業廃棄物」は命ある資源廃貴物です。
「環境と経済の好循環」をより進めるために
これからも皆さんと共に協働します!

3R(リデュース・リユース・リサイクル)
「いつか」じゃなくて「今から」
「だれか」じゃなくて「私から」
それが地球をまもる第一歩!!



滋賀県イメージキャラクター
うおーたん



一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会

協会は、信頼される産廃処理業者のエキスパート集団です